

東久留米市長選挙

立候補予定者説明会を 開催します

東久留米市長選挙が、12月19日(日)告示、12月26日(日)投票日で執行されます。

市選挙管理委員会では、市長選挙の立候補予定者への説明会を次の通り開催します。

【持ち物】筆記用具
【注意】当日、受付票に記載していただくため、立候補

予定者の氏名(ふりがな)・住所・電話番号・本籍・生年月日・党派・職業・選挙管理委員会からの連絡先(担当者の名・電話番号)・報道機関などへの公表の可否をあらかじめご確認ください。なお、会場の都合上、出席者は1候補2人までとさせていただきます。

4年1月10日(祝)に「成人の日(つどい)」を開催します

4年1月10日(祝)に生涯学習センターホールで「成人の日(つどい)」を開催します。対象は、平成13年4月2日～14年4月1日に生まれた方です。案内状は10月29日現在、市内に住民登録がある方に11月中旬に送付する予定です。

…大門中・中央中学校の通学区域の方
※各回いずれも開始20分前から受け付け。
※各回いずれも終了後は会場から速やかに退場をお願いします。

交通安全や傷害事件など、他人の行為が原因で負傷したり、病気になるたりすること。これを「第三者行為」といいます。このような場合の医療費は、被害者に過失のない限り、原則として加害者が全額負担することになりますので、被保険者は原則使用できません。

国民健康保険(国保)に加害者が交通事故などにより、加害者との話し合いで済まされないなどの場合は、「第三者行為による傷病」を提出することで、被保険者証を使って治療を受けることができます。国保は、加入者の保険税から支払われています。この大切な財源を有効に使うためにも、第三者行為による治療で被保険者証を使う場合は、必ず届け出をしてください。

詳しくは保険年金課 ☎470・7733へ。

12月1日～翌年1月31日は

寄附禁止強化期間です

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。有権者が寄附を求めることも禁止されて

います。これに違反すると罰則の対象となります。

政治家は有権者に寄附を「贈らない」、有権者は政治家に寄附を「求めない」、事務局 ☎470・7790へ。

政治家から有権者への寄附は「受け取らない」の三ない運動」を皆さんで徹底し、明るい選挙を実現しましょう。

※このように「政治家」とは、現に公職にある人に加え、候補者や候補者になるうとしている人も含まれます。

詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790へ。

市有地を売却します

市有地を競争入札で売却します。詳細は案内書をご覧ください。

【案内書配布期間・場所】土曜・日曜日を除く11月1日(月)～19日(金)の午前8時半～午後5時(正午～午後

1時を除く)、管財課(市役所4階で配布。市ホームページからも取得できます)

【物件】▼所在地Ⅱ東久留米市幸町一丁目698番1および699番2▼面積(実測)Ⅱ1117・57平方メートル▼用途

Ⅱ第一種中高層住居専用地域【参加者の資格】個人または法人

【購入条件】最低売却価格Ⅱ1億7900万円

【売却までの予定】▼入札日Ⅱ11月26日(金)▼契約締結日Ⅱ12月6日(月)▼売却代金の納入期日Ⅱ4年1月6日(木)

詳しくは同課管財係 ☎470・7718へ。

国民年金



11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度に対する理解を深めていただく

ための普及・啓発活動を行っています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、非対面による形式を中心に活動します。主な活動は次の通りです▼同機構ホームページに「ねんきん月間ページ」を設置▼公式ツイッターの発信▼同機構ホームページで公的年金制度にかかると年金セミナー用動画の公開など

また、11月30日は「自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に

思いを巡らせていただく「年金の日」です。「ねんきんネット」では、ご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンからいつでもどこでも確認できるサービスを提供しています。この機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または、ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号 ☎0570・058・555へ。

国民健康保険運営協議会

被保険者を代表する委員を募集します

市では、国民健康保険の重要な事項を審議するため、国民健康保険法に基づき東久留米市国民健康保険運営協議会を設置しています。委員の任期が本年12月末をもって満了することに伴い、被保険者を代表する委員を募集します。

【募集人数】3人以内

【応募資格】次の要件を全て満たす方(任期中に要件を欠いた場合は辞任となります)

※同協議会の開催は年3回(5回程度、平日の昼間に2時間)を予定しています。

【報酬】市条例の規定により支給

【選考方法】応募書類をもとに選考します。提出された書類は返却しません

詳しくは同課 ☎470・7733へ。

生産緑地地区の変更案の縦覧を実施します

「東村山都市計画生産緑地地区の変更東久留米市決定案」を取りまとめましたので、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を行います。

なお、同法の規定に基づき

市内在住の方および利害関係のある方は、市長に対し意見書を出すことができます。

【縦覧期間】土曜・日曜日(祝日を除く、11月15日(月)～29日(月)の午前8時半～

午後5時(正午～午後1時を除く)

【縦覧場所】都市計画課(市役所5階)

【意見書の提出方法】縦覧期間中に(必着)、〒20318555、市役所都市計画課宛て郵送、または直接同課へ持参してください

詳しくは同課計画調整担当 ☎470・7762へ。

ご存じですか 交通事故などに遭った場合の 治療と国民健康保険

交通事故や傷害事件など、他人の行為が原因で負傷したり、病気になるたりすること。これを「第三者行為」といいます。このような場合の医療費は、被害者に過失のない限り、原則として加害者が全額負担することになりますので、被保険者は原則使用できません。

国民健康保険(国保)に加害者が交通事故などにより、加害者との話し合いで済まされないなどの場合は、「第三者行為による傷病」を提出することで、被保険者証を使って治療を受けることができます。国保は、加入者の保険税から支払われています。この大切な財源を有効に使うためにも、第三者行為による治療で被保険者証を使う場合は、必ず届け出をしてください。

詳しくは保険年金課 ☎470・7733へ。

都営住宅の入居者を募集します

【募集の種類・対象】家族向け・単身者向け

①世帯向け(一般募集住宅) ②若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅) ③居室内で病死等があった住宅

※①③それぞれに申し込み資格がありますので、詳細は募集案内をご覧ください。

【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜日・祝日を除く11月1日(月)～10日(水)

(祝・6日(土)・7日(日))

に、都市計画課(市役所5階、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、都庁案内所、都内各市区役所・町村役場、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、同公社各窓口センターで。

※配布期間中は同公社ホームページ(<https://www.tokushu.metro.tokyo.lg.jp>)からも取得できます。なお、11月3日(祝・6日(土)・7日(日))

に、都庁第一本庁舎1階東京観光情報センター前で配布します。

申し込みは郵送受け付け。募集案内に同封の申込書・封筒に必要事項を記入の上、11月15日(月)までに渋谷郵便局に必着。

詳しくは、同公社都営住宅募集センター ☎03・3498・8894(土曜・日曜日・祝日は除く)、11月1日(月)～15日(月)の間は ☎0570・010・810(土曜・日曜日・祝日は除く)へ。

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です

内閣府では、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、11月を「子供・若者育成支援推進強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体および関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施しています。

期間中、市内の各中学校地区青少年健全育成協議会では、青少年の健全な余暇活動に関する事業等の活動を行います。

詳しくは児童青少年課児童青少年係 ☎470・7735へ。

第71回「社会を明るくする運動」 書道・ポスター作品展

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明

るい社会を作ることと目的とした全国的な運動です。

市内中学生の皆さんから、東久留米市「社会を明るくする運動」推進委員会に応募いただいた、書道・ポスターの

作品を展示します。ぜひご覧ください。

【日時】11月2日(火)～5日(金) 午前10時～午後4時(5日は午後3時まで)

【場所】市役所1階屋内ひろば

詳しくは福祉総務課福祉政策係 ☎470・7749へ。